

奈良県公共施設等総合管理計画（改訂案）新旧対照表

新	旧
<p>第1章 計画の概要</p> <p>1.1 背景と目的</p> <p>(本文略)</p> <hr/> <p>※整備・・・<u>修繕、改修・更新（特別修繕）、建設（建替含む）等</u>を行うこと (用語の定義についての詳細は、16 ページ脚注参照)</p> <p>1.2 計画の位置付け</p> <p>(中略)</p> <p>なお、図表1.1のとおり、本計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとなるが、<u>令和2年4月1日時点で保有する施設について、公</u></p>	<p>第1章 計画の概要</p> <p>1.1 背景と目的 (略)</p> <p>(本文略)</p> <hr/> <p>※整備・・・<u>修繕、補修、改修、更新、建設等</u>を行うこと (用語の定義についての詳細は、16 ページ脚注参照)</p> <p>1.2 計画の位置付け</p> <p>(中略)</p> <p>なお、図表1.1のとおり、本計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとなるが、<u>公共施設については、各施設ごとに整備計画を策定</u></p>

新	旧
<p data-bbox="338 304 1104 453"><u>共施設は、計画策定対象*となる施設ごとの「個別施設計画」、インフラ施設は、施設種別ごとの「インフラ長寿命化計画」を令和2年でまでに策定完了した。</u></p> <p data-bbox="376 539 483 571">(図表略)</p> <hr data-bbox="376 628 1104 632"/> <p data-bbox="376 659 1104 863"><u>*計画策定対象・・・今後も利用を継続し、奈良県で直接整備を管理している施設(対象外 用途廃止施設、借用施設(テナント)・指定管理施設・PFI等で奈良県が直接整備を管理していない資産 等)</u></p> <p data-bbox="309 951 629 983">1. 3 対象資産 (略)</p> <p data-bbox="338 1058 528 1090">(1) 公共施設</p> <p data-bbox="376 1177 461 1209">(中略)</p>	<p data-bbox="1223 304 1973 395"><u>し、インフラ施設については、施設種別ごとに「インフラ長寿命化計画」を策定する。</u></p> <p data-bbox="1261 539 1368 571">(図表略)</p> <hr data-bbox="1261 628 1973 632"/> <p data-bbox="1261 643 1346 675"><u>(追加)</u></p> <p data-bbox="1193 946 1514 978">1. 3 対象資産 (略)</p> <p data-bbox="1223 1053 1413 1085">(1) 公共施設</p> <p data-bbox="1261 1173 1346 1204">(中略)</p>

新

図表 1. 2 対象とする公共施設分類（機能別分類）及び施設数と棟数

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

施設分類	主な施設	施設数	棟数
庁舎系施設	県庁舎、総合庁舎、土木事務所 等	37	182
研究・検査施設	産業振興総合センター、教育研究所 等	19	205
集客系施設	文化会館、美術館、野外活動センター 等	84	303
教育施設	県立高校、特別支援学校 等	54	1,394
社会福祉施設	こども家庭相談センター、藤の木学園 等	7	45
医療施設	奈良県健康づくりセンター	1	5
住居系施設	県営住宅、職員公舎 等	59	796
警察施設	警察署、交番、駐在所、待機宿舎 等	229	473
無人施設 等	公衆トイレ、休憩所、倉庫 等	176	349
小計		666	3,752
土地	県有地、公社保有地 等	166	
合計		832	3,752

（中略）「教育施設」には、県立高校、養護学校などの特別支援学校、高等技術専門校などの養成施設、高等学校総合寄宿舎などの寄宿舎が含まれ、「社会福祉施設」には、こども家庭相談センターなどの福祉相談施設、藤の木学園等の福祉型障害児入所施設が含まれる。

また、「医療施設」には、奈良県健康づくりセンター、「住居系施設」には、県営住宅と職員公舎があり、「警察施設」は、警察署・交番・駐在所などの警察施設と待機宿舎に区

旧

図表 1. 2 対象とする公共施設分類（機能別分類）及び施設数と棟数

（平成 27 年 4 月 1 日現在）

施設分類	主な施設	施設数	棟数
庁舎系施設	県庁舎、総合庁舎、土木事務所 等	33	203
研究・検査施設	産業振興総合センター、教育研究所 等	19	234
集客系施設	文化会館、美術館、野外活動センター 等	83	348
教育施設	県立高校、特別支援学校 等	54	1,450
社会福祉施設	こども仮定相談センター、登美学園 等	8	84
医療施設	五條病院等	3	22
住居系施設	県営住宅、職員公舎 等	76	840
警察施設	警察署、交番、駐在所、待機宿舎 等	233	504
無人施設 等	公衆トイレ、休憩所、倉庫 等	168	412
小計		677	4,097
土地	県有地、公舎保有地 等	168	
合計		845	4,097

（中略）「教育施設」には、県立高校、養護学校などの特別支援学校、高等技術専門校などの養成施設、高等学校総合寄宿舎などの寄宿舎が含まれ、「社会福祉施設」には、こども家庭相談センターなどの福祉相談施設、登美学園などの福祉型障害児入所施設がある。

また、「(追記)「住居系施設」には、県営住宅と職員住宅があり、「警察施設」は、警察署・交番・駐在所などの警察施設と待機宿舎に区分される。

新

旧

分される。(以下略)

(2) インフラ施設

(2) インフラ施設

(本文略)

(本文略)

図表 1.3 対象とするインフラ施設と数量

図表 1.3 対象とするインフラ施設と数量

(令和3年4月1日現在)

(平成27年4月1日現在)

分類	施設	数量	備考
道路 (約2,025km) ※1	橋梁	2,320橋	
	トンネル	135箇所	
	ロックシェッド	9基	
	歩道橋	71橋	
	門型標識	35基	
河川 (約1,564km)	大型カルバート	4基	
	樋門	25基	
	ダム	5箇所	
砂防	砂防施設	661箇所	
	地すべり防止施設	49箇所	
	急傾斜地崩壊防止施設	381箇所	
下水道	処理場	4箇所	
	ポンプ場	7箇所	
	管渠	198km	
公園	公園施設	10箇所	
ヘリポート	ヘリポート	1箇所	
上水道 ※2	管路	321km	
	取水場	1箇所	
	浄水場	2箇所	
	ポンプ場	4箇所	
治山	調整池	8箇所	
	治山施設	1,153箇所	
土地改良施設	農業用排水施設	406km	
	農業用井堰	1,304箇所	
	ため池	4,311箇所	
交通安全施設	信号機	2,071箇所	交差点数
	大型道路標識	3,038箇所	

分類	施設	数量	備考
道路 (約1,987km) ※1	橋梁	2,307橋	*2
	トンネル	138箇所	*3
	ロックシェッド	10基	
	歩道橋	73橋	
	門型標識等	37基	
河川 (約1,564km)	大型カルバート	3基	*4
	樋門	25基	
	ダム	5箇所	
砂防	砂防施設	536箇所	
	地すべり防止施設	49箇所	
	急傾斜地崩壊防止施設	384箇所	
下水道	処理場	4箇所	
	ポンプ場	7箇所	
	管渠	194km	
公園	公園施設	11箇所	
ヘリポート	ヘリポート	1箇所	
上水道 ※2	管路	305km	
	取水場	1箇所	
	浄水場	2箇所	
	ポンプ場	4箇所	
治山	調整池	8箇所	
	治山施設	2,144箇所	
土地改良施設	農業用排水施設	406km	
	農業用井堰	1,304箇所	
	ため池	5,806箇所	
交通安全施設	信号機	2,048箇所	
	道路標識	3,085箇所	

新	旧
<p>※ <u>1 道路延長は道路統計年報(平成 31 年 4 月 1 日現在)による。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>※ <u>2 市町村受水地 (52 箇所)</u> については、受水タンク等、本体部分 は市町村所有であり、流量計等設置施設のみ県の資産</p> <p>1. 4 計画期間</p> <p>計画期間は平成 28 年度から <u>令和 7 年度</u> までの 10 年間とする。(以下略)</p> <p>1. 5 目標</p> <p>(本文略)</p>	<p>* <u>1 奈良県道路公社が管理する施設を含めた数量 (県管理の道路は 1,977km) 道路延長は道路統計年報(平成 25 年 4 月 1 日現在)によ る。</u></p> <p>* <u>2 奈良県道路公社が管理する</u></p> <p>* <u>3 奈良県道路公社が管理する施設を含む数量 (県管理の橋梁は 2,359 橋)</u></p> <p>* <u>4 大型カルバートはすべて奈良県道路公社が管理する施設</u></p> <p>* <u>5 市町村受水地 (46 箇所)</u> については、受水タンク等、本体部分 は市町村所有であり、流量計等設置施設のみ県の資産</p> <p>1. 4 計画期間</p> <p>計画期間は平成 28 年度から <u>平成 37 年度</u> までの 10 年間と する。(以下略)</p> <p>1. 5 目標</p> <p>(本文略)</p>
<p>※ <u>本計画策定時点での公共施設に係る更新費、改修費、維</u></p>	<p>* <u>公共施設に係る経費の県民 1 人当たりの負担の現状値</u></p>

新

持管理費等経費の実績(H26 年度決算額)は約 108 億円であり、平成 27 年国勢調査速報値の県人口約 136 万 5 千人で除した、県民 1 人あたりの負担額は約 7,900 円

第 2 章 現状と課題

2. 1 県人口の推移

(中略) 図表 2. 1 は、本県における 2045 年までの人口と人口構成の推移を示したものである。今後、人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでいく。これに合わせて県民ニーズも変化していくことが予想される。(中略)

図表 2. 1 奈良県の人口構成の推移

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045
14歳以下人口	246	234	213	197	181	161	139	116	93	70	48	26	14	10	7	5	4	3	2	1
15～64歳人口	474	494	515	503	483	454	414	364	314	264	214	164	114	64	14	13	12	11	10	9
65歳以上人口	44	49	52	61	74	92	113	132	159	188	220	254	292	332	376	424	474	524	574	624
総人口	764	777	780	826	930	1,077	1,208	1,325	1,429	1,440	1,420	1,365	1,320	1,265	1,203	1,136	1,066	997	924	844

出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<http://www.ipss.go.jp/>)

「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(http://www.ipss.go.jp/ppshicyoson/j/shicyoson18/3kekka/suikai_kekka.xls)

旧

については、数値を精査し、本計画策定後、速やかに県ホームページに公開する。

第 2 章 現状と課題

2. 1 県人口の推移

(中略) 図表 2. 1 は、本県における 2040 年までの人口と人口構成の推移を示したものである。今後、人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでいく。これに合わせて県民ニーズも変化していくことが予想される。(中略)

図表 2. 1 奈良県の人口構成の推移

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	
14歳以下人口	246	234	213	197	213	291	291	289	296	232	214	197	191	188	191	135	121	113	107	
15～64歳人口	32.2	30.1	27.3	23.8	22.9	24.2	24.1	22.1	18.8	16.2	14.9	13.9	13.1	12.3	11.3	10.5	9.9	9.7	9.8	
65歳以上人口	62.0	63.6	66.0	68.8	69.1	67.2	66.6	67.7	69.8	69.9	68.5	66.1	62.9	58.8	56.5	55.6	54.4	52.6	49.8	48.5
総人口	44	49	52	61	74	92	113	132	159	188	220	254	292	332	376	424	474	524	574	624
総人口	764	777	780	826	930	1,077	1,208	1,325	1,429	1,440	1,420	1,365	1,320	1,265	1,203	1,136	1,066	997	924	844

(追加)

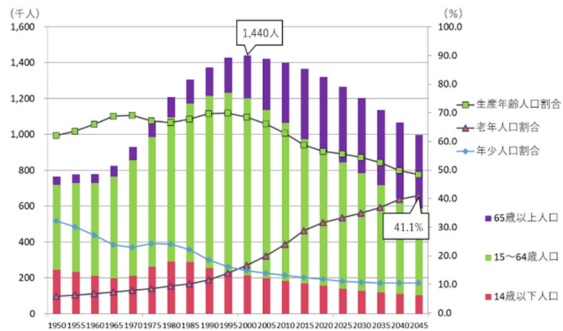
〔上段：人口〔千人〕、下段：構成比〔％〕〕※2015年以降は推計値

新

(中略) 65歳以上の老年人口割合は1950年以降一貫して増加傾向にあり、**2025年頃**には、3人に1人が65歳以上となると**推計**される。

14歳以下の年少人口の割合は、県総人口のピークより20年早い**1975年**以降低下を続けており、15歳から64歳の生産年齢人口は1995年以降一貫して減少している。

図表 2. 2 奈良県の総人口とその構成比



出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<http://www.ipss.go.jp/>)

「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(http://www.ipss.go.jp/ppshicyoson/j/shicyoson18/3kekka/suikai_kekka.xls)

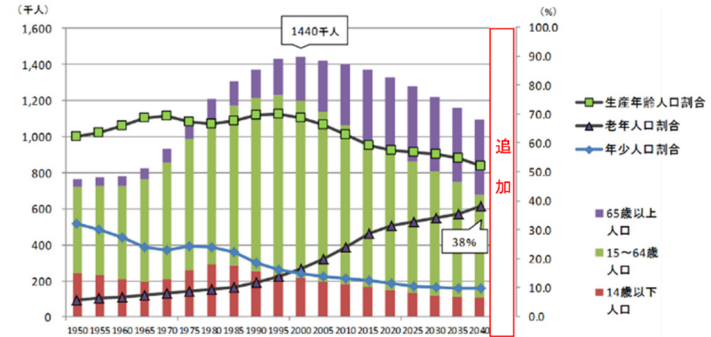
本県の人口構成については、前述のとおり、高齢者人口が継続的に増加し、少子化及び人口減少が一段と進むと予想され

旧

(中略) 65歳以上の老年人口割合は1950年以降一貫して増加傾向にあり、**2030年頃**には、3人に1人が65歳以上となると**推定**される。

14歳以下の年少人口の割合は、県総人口のピークより20年早い**1980年**以降低下を続けており、15歳から64歳の生産年齢人口は1995年以降一貫して減少している。

図表 2. 2 奈良県の総人口とその構成比



(追加)

本県の人口構成については、前述のとおり、高齢者人口が継続的に増加し、少子化及び人口減少が一段と進むと予想され

新

るが、図表2. 3に示すように、本県は全国よりも速いスピードで高齢化及び人口減少が進むことが予想される。

図表2. 3 奈良県と全国との人口及び人口割合推移の比較

	2015年と2045年の比較	
	奈良県	全国
総人口	約27.0%減	約16.3%減
老年人口	約12.4%増	約10.1%増
割合	約28.7%→約41.1%	約26.7%→約36.8%
生産年齢人口	約10.4%減	約8.3%減
割合	約58.8%→約48.4%	約60.8%→約52.5%
年少人口	約2.0%減	約1.8%減
割合	約12.5%→約10.4%	約12.5%→約10.7%

出典：国立社会保障・人口問題研究所ホームページ (<http://www.ipss.go.jp/>)

「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

(http://www.ipss.go.jp/ppshicyoson/j/shicyoson18/3kekka/suikai_kekka.xls)

(以下略)

2. 2 財政状況

(本文略)

旧

るが、図表2. 3に示すように、本県は全国よりも速いスピードで高齢化及び人口減少が進むことが予測される。

図表2. 3 奈良県と全国との人口及び人口割合推移の比較

	2010年と2040年の比較	
	奈良県	全国
総人口	約21.7%減	約16.2%減
老年人口	約14.0%増	約13.1%増
割合	約24%→約38%	約23%→約36.1%
生産年齢人口	約10.7%減	約9.9%減
割合	約62.9%→約52.2%	約63.8%→約53.9%
年少人口	約3.3%減	約3.1%減
割合	約13.1%→約9.8%	約13.1%→約10%

(追加)

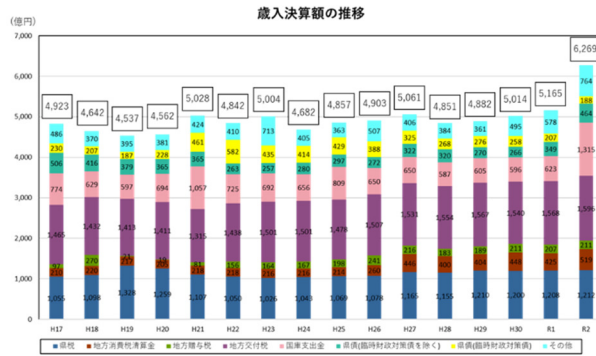
(以下略)

2. 2 財政状況

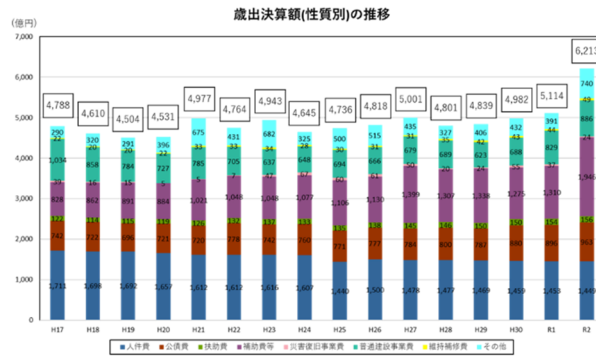
(本文略)

新

図表 2.4 歳入決算額の推移

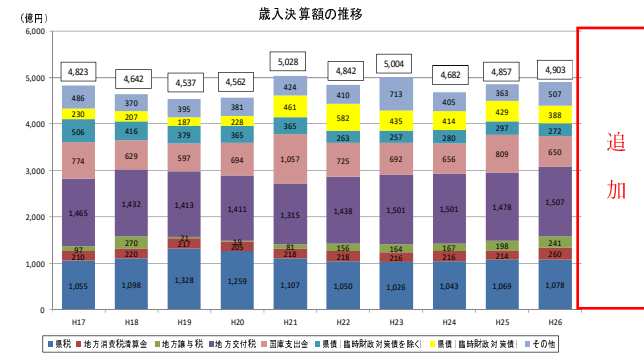


図表 2.5 歳出決算額(性質別)の推移

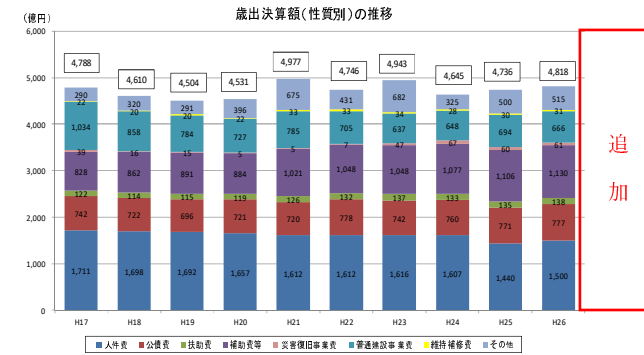


旧

図表 2.4 歳入決算額の推移



図表 2.5 歳出決算額(性質別)の推移



新

2.3 公共施設等の現状と課題

(1) 公共施設

①公共施設の施設分類別の延床面積等

(中略)

図表 2.6 施設分類ごとの施設数、棟数、延床面積及び面積構成比

(令和3年4月1日現在)

施設分類	主な施設	施設数	棟数	延床面積(m ²)	構成比
庁舎系施設	県庁舎、総合庁舎、土木事務所等	37	182	172,641	10.5%
研究・検査施設	産業振興総合センター、教育研究所等	19	205	70,678	4.3%
集客系施設	文化会館、美術館、野外活動センター等	84	303	222,388	13.5%
教育施設	県立高校、特別支援学校等	54	1,394	488,677	29.7%
社会福祉施設	こども家庭相談センター、藤の木学園等	7	45	40,749	2.5%
医療施設	奈良県健康づくりセンター	1	5	5,881	0.4%
住居系施設	県営住宅、職員公舎等	59	796	474,764	28.9%
警察施設	警察署、交番、駐在所、待機宿舎等	229	473	84,397	5.1%
無人施設等	公衆トイレ、休憩所、倉庫等	176	349	82,046	5.1%
合計		666	3,752	1,642,221	100%

旧

2.3 公共施設等の現状と課題

(1) 公共施設

①公共施設の施設分類別の延床面積等

(中略)

図表 2.6 施設分類ごとの施設数、棟数、延床面積及び面積構成比

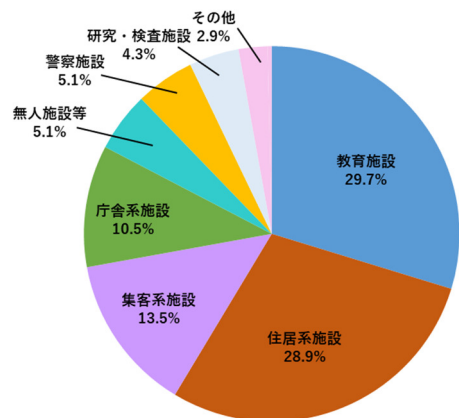
(平成27年4月1日現在)

施設分類	主な施設	施設数	棟数	延床面積(m ²)	構成比
庁舎系施設	県庁舎、総合庁舎、土木事務所等	33	203	175,624	11%
研究・検査施設	産業振興総合センター、教育研究所等	19	234	71,950	4%
集客系施設	文化会館、美術館、野外活動センター等	83	348	179,964	11%
教育施設	県立高校、特別支援学校等	54	1,450	495,994	30%
社会福祉施設	こども家庭相談センター、登美学園等	8	84	33,852	2%
医療施設	五條病院、奈良県健康づくりセンター等	3	22	23,156	1%
住居系施設	県営住宅、職員公舎等	76	840	483,817	30%
警察施設	警察署、交番、駐在所、待機宿舎等	233	504	86,354	5%
無人施設等	公衆トイレ、休憩所、倉庫等	168	412	96,429	6%
合計		677	4,097	1,647,140	100%

新

図表2.6に示すように、公共施設(土地のみのものを除く)は、666施設、3,752棟、総延床面積は約164万㎡、県民1人あたりに換算すると約1.2㎡となる。

図表2.7 施設分類ごとの施設延床面積構成比
(令和3年4月1日現在)



図表2.7のとおり、総延床面積約164万㎡のうち、多くを占めるのは、教育施設(約49万㎡、29.7%)と住居系施設(約47万㎡、28.9%)である。

教育施設の主なものは県立高校で、33施設、1011棟、延床

旧

図表2.6に示すように、公共施設(土地のみのものを除く)は、約700施設、約4,100棟、総延床面積は約165万㎡、県民1人あたりに換算すると約1.2㎡となる。

図表2.7 施設分類ごとの施設延床面積構成比
(平成27年4月1日現在)

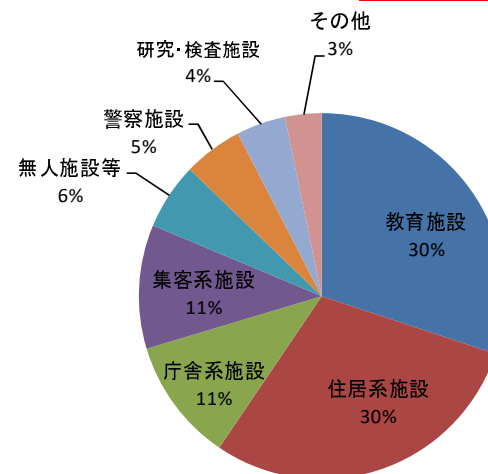


図2.7のとおり、総延床面積約165万㎡のうち、教育施設と住居系施設が、それぞれ約50万㎡であり、全体の約30%ずつを占めている。

教育施設の主なものは県立高校で、33施設、1058棟、延床

新	旧
<p>面積約 <u>38 万㎡</u> となっている。住居系施設の主なものは県営住宅で、<u>43 施設、760 棟</u>、延床面積約 47 万㎡である。</p> <p>(写真略)</p> <p>また、庁舎系施設 (<u>約 17 万㎡、10.5%</u>) と集客系施設 (<u>約 22 万㎡、13.5%</u>) に先に示した教育施設・住居系施設と合わせると <u>82.6% となり</u>、大半を占めている。</p> <p>(中略) 上記以外の施設分類の例は以下のとおりである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>研究・検査施設 (産業振興総合センター)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>社会福祉施設 (中央こども家庭相談センター)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>医療施設 (奈良県健康づくりセンター)</p> </div> </div>	<p>面積約 <u>40 万㎡</u> となっている。住居系施設の主なものは県営住宅で、<u>44 施設、774 棟</u>、延床面積約 47 万㎡である。</p> <p>(写真略)</p> <p>また、庁舎系施設と集客系施設が <u>全体の 11% となり</u>、先に示した教育施設・住居系施設と合わせると <u>82%</u> と大半を占めている。</p> <p>(中略) 上記以外の施設分類の例は以下のとおりである。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>研究・検査施設 (産業振興総合センター)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>社会福祉施設 (中央こども家庭相談センター)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>医療施設 (五條病院)</p> </div> </div>
<p>②公共施設の建築年別の推移</p> <p>図表 2. 8 及び 2. 9 に示すように、1970 年前後から 1990 年頃にかけて整備された公共施設が多い。<u>現存する建物の建築のピークは 1968 年で</u>、県営住宅の新築・増築と県立高校の増築などにより、1968 年から 1971 年にかけての 4 年間で <u>586</u></p>	<p>②公共施設の建築年別の推移</p> <p>図表 2. 8 及び 2. 9 に示すように、1970 年前後から 1990 年頃にかけて整備された公共施設が多い。<u>棟数のピークは 1970 年で</u>、県営住宅の新築・増築と県立高校の増築などにより、1968 年から 1971 年にかけての 4 年間で <u>586 棟</u> の建築が</p>

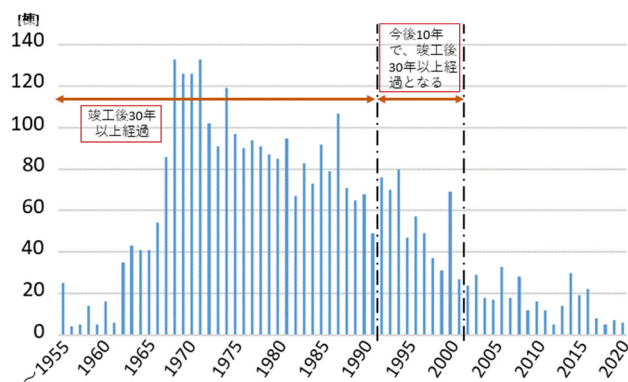
新

棟(うち現存は 520 棟)の建築があった。

また、延床面積のピークは 1976 年で、中央卸売市場や県営住宅、県立高校の新築などが主な要因となっている。

一般的に大規模な改修工事が必要とされる竣工後 30 年となる 1991 年以前に建築された施設は、446 施設、2,890 棟、約 123 万㎡となっており、延床面積の全体の約 75%にのぼる。更に 10 年後はその比率が約 89%にまで達する見込みである。今後、大規模な改修や更新の時期が一斉に到来すると見込まれる。

図表 2. 8 建築年別の施設量 (棟数ベース)

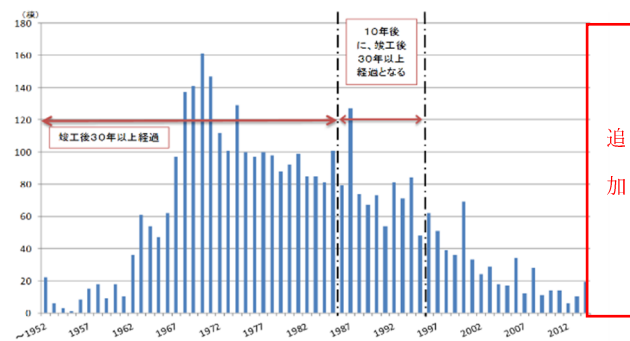


旧

また、延床面積のピークは 1976 年で、中央卸売市場や県営住宅、県立高校の新築などが主な要因となっている。

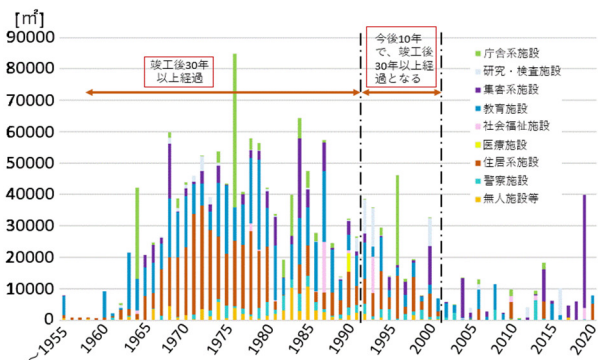
一般的に大規模な改修工事が必要とされる竣工後 30 年となる、1985 年以前に建築された施設は、363 施設、2,421 棟、約 110 万㎡となっており、延床面積の全体の約 67%にのぼる。更に 10 年後はその比率が約 85%にまで達する見込みである。今後、大規模な改修や更新の時期が一斉に到来すると見込まれる。

図表 2. 8 建築年別の施設量 (棟数ベース)



新

図表2.9 建築年別の施設量 (棟数ベース)

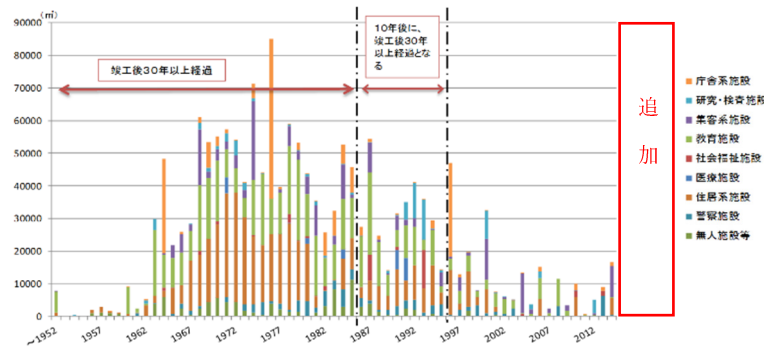


③公共施設の数量の推移

図表2.10に示すように、公共施設の総量は、延床面積ベースでは横這いではあるが、棟数は減少傾向にある。これは、コンベンションセンター等大規模な集客系施設を新規整備した一方で、庁舎系施設の再配置計画による施設の集約や低・未利用資産の売却等の取組により、公共施設の数量(棟数)の減少が進んだためである。

旧

図表2.9 建築年別の施設量 (棟数ベース)

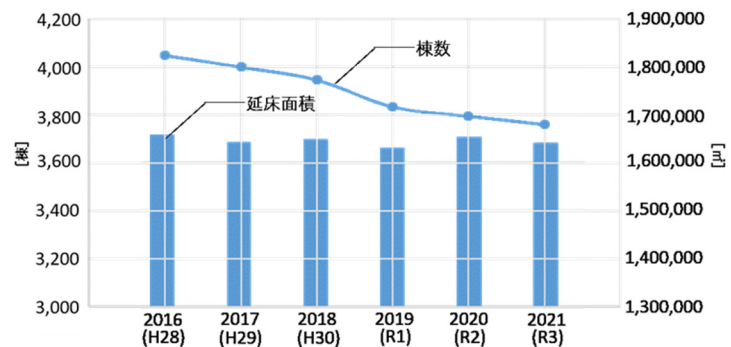


(追加)

新

旧

図表 2. 10 公共施設の総量推移



④公共施設にかかる維持管理経費の実績・見込み

公共施設にかかる維持管理経費について、令和2年度の実績は約83億円であった。

今後、施設の老朽化等に伴う維持管理経費の増加が見込まれるが、公共施設を現状のまま全てを維持すると仮定し、個別施設計画を元に、県で定めた一定の基準で試算すると今後10年間(令和4年度～令和13年度)に必要な経費については、(a)長寿命化等を図らず、法定耐用年数※1で単純更新した場合は図表2.11、(b)点検・保守及び適切な改修等により、施設・設備の長寿命化等を図った場合は図表2.

(追加)

(追加)

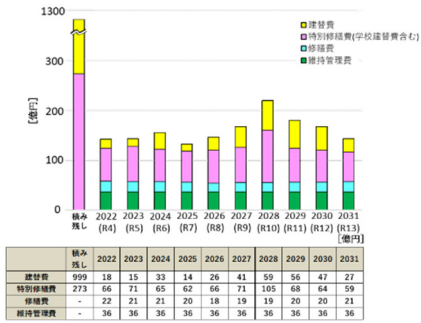
新	旧
<p><u>12</u>となる。</p> <p><u>この結果、長寿命化等を図った場合は、建物や設備を長期間利用することとなるため、老朽化に伴う修繕費用が必要になる一方で、特別修繕(更新、改修)及び建替に係る費用の軽減が見込まれ、長寿命化を図らない場合に比べ、今後10年間で約858億円の削減効果額※2が見込まれる。なお、図表に示している積み残しとは建替・更新基準年経過後も使用が継続されている建物の建替及び設備の改修に係る費用であり、今後、計画的に対応する必要がある。</u></p> <div data-bbox="362 730 1079 997" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>試算の前提条件(試算の基準については、別添資料参照) 試算は以下の条件を元に原で定めた一定の基準により行った。</p> <p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建替・・・建物の構造により設定した建替基準年が経過した際に建物の建替を行うこと 特別修繕・・・防水や電気機械設備等について、更新基準年が経過した際に更新改修すること 維持管理・・・施設の維持に必要となる光熱水費及び設備点検等に係る委託を行うこと 修繕・・・故障、破損等した箇所を元の水準まで戻すこと <p>【(a)の要件】 更新基準年及び建替基準年は、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)を元に設定</p> <p>【(b)の要件】 更新基準年及び建替基準年は、長寿命化を想定した耐用年数を元に設定</p> </div> <p>※1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定められた耐用年数</p> <p>※2 <u>削減効果額・・・公共施設に係る今後10年間の維持管理経費の総額について単純更新した場合(約2,866億円)と長寿命化を</u>図った</p>	

新

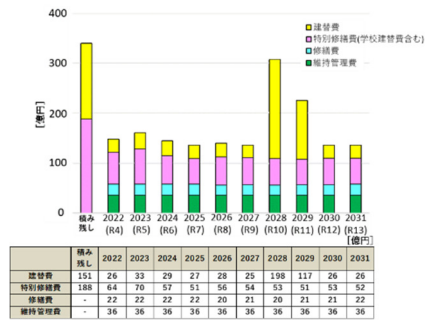
旧

場合(約 2,008 億円)の差額

図表 2. 1 1 公共施設に係る維持管理経費見込み (単純更新の場合)



図表 2. 1 2 公共施設に係る維持管理経費見込み (長寿命化を図った場合)



(追加)

(追加)

新	旧
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>③公共施設の改修・更新*費用見込み</u></p> <p><u>公共施設を現状のまますべて維持すると仮定した場合、今後40年間で約8,000億円（年平均200億円程度）の改修・更新費用が必要となる。</u></p> <p><u>更新費用については、平成36年（2024年）頃には年間約100億円となり、その後も年間約100億円から約250億円の間に推移を続ける見込みである。また、更新を行った施設の大規模改修がそれぞれ30年後に訪れると仮定すると、平成66年（2054年）頃より、大規模改修の必要な時期が一齐に訪れると考えられる。公共施設を総合的に管理し、質と量の見直しをさらに進めることにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが必要である。</u></p> <p><u>（前記の改修・更新費用は、総務省の提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用し、以下の試算の前提条件の下、概ねの規模を試算した数値であり、実際に必要とされる改修・更新費用と合致するものではない）</u></p> <hr/> <p><u>* この計画における、改修・更新等の用語は次のとおりである。</u></p> <p><u>①「整備」・・・修繕、補修、改修、更新、建設等を行うこと</u></p>

新	旧
	<p>②「<u>修繕</u>」・・・故障・破損等した箇所を元の水準まで戻すこと</p> <p>③「<u>補修</u>」・・・故障・破損等した箇所を実用上支障のない水準まで戻すこと</p> <p>④「<u>改修</u>」・・・故障・破損等した箇所を元の水準より向上させること及び機能向上させること</p> <p>⑤「<u>更新</u>」・・・建物の建替え、設備の取替えを行うこと</p> <p>⑥「<u>建設</u>」・・・建物の建築、設備の設置を行うこと</p> <p>【試算の前提条件】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>試算の前提条件として、以下の仮定に基づき試算を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修を30年ごと、更新を60年ごとに行う。 ・築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修は未実施であると仮定し、今後10年間で均等に行う。 ・築50年以上のものは、更新の時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に更新する。 ・築61年以上の公共施設の更新は未実施であると仮定し、今後10年間で均等に行う。 </div>

新

(削除)

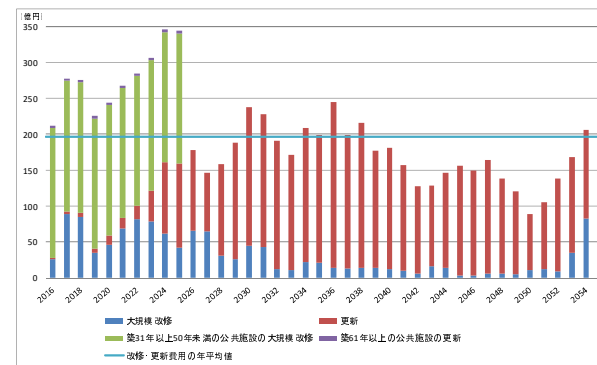
(2) インフラ施設

①道路

本県が管理する道路延長は約 2,025km※であり、2,320 橋の橋梁、135 箇所のトンネル、9 基のロックシェッド、71 橋の歩道橋、35 基の門型標識、4 基の大型カルバート等の道路施設を管理している。

旧

図表 2. 10 公共施設の将来の改修・更新費用の推計



(総務省の提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用)

(2) インフラ施設

①道路

本県が管理する道路延長は約 1,977km*であり、2,359 橋の橋梁、134 箇所のトンネル、10 基のロックシェッド、73 橋の歩道橋、37 基の門型標識(追加)等の道路施設を管理している。

新



※ インフラ施設の数量は、特に記載のない限り、令和3年4月1日現在
 ただし、道路延長 (約 2,025 km) のみ、道路統計年報により 平成31年4月1日現在

個別施設計画を平成29年度に策定済みであり、今後は予防保全の考え方をふまえさらなる計画の充実を図る。

個別施設計画では、インフラの維持管理・更新等を着実に

旧



* インフラ施設の数量は、特に記載のない限り、平成27年4月1日現在
 ただし、道路延長 (1,977 km) のみ、道路統計年報により 平成25年4月1日現在

そのうち、橋梁(追加)については、個別施設計画を平成21年度に策定済みであり、トンネル、ロックシェッド、横断歩道橋、門型標識等については、各個別施設計画を現在策定しているところである。

(追加)

新	旧
<p data-bbox="338 292 1099 419"><u>推進するための中期的な取組の方向性や、構造物の長寿命化並びに構造物の対策の実施計画及び対策に係る費用に関する事項を定めている。</u></p> <p data-bbox="338 435 450 467"><u>(削除)</u></p> <p data-bbox="338 627 1099 850"><u>引き続き、各個別施設計画に基づき、インフラの維持管理・更新を確実に実施するため、定期点検等により確認された修繕が必要な道路施設の早期解消、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現する予防保全型道路メンテナンスへの転換を推進する必要がある。</u></p> <p data-bbox="365 914 786 994">図表 2. <u>1 3</u> 建築年別の橋梁数 (図表略)</p> <p data-bbox="365 1058 844 1137">図表 2. <u>1 4</u> 建築年別のトンネル数 (図表略)</p>	<p data-bbox="1223 435 1944 611"><u>橋梁の個別施設計画では、一般的に橋梁の更新時期の目安とされる建設後 50 年を経過した橋梁の割合が 15% を超え、20 年後には約 60% に急増するとされており、計画的かつ効率的に更新・修繕を行う必要性が示されている。</u></p> <p data-bbox="1223 627 1951 754"><u>各個別施設計画に基づき、老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。</u></p> <p data-bbox="1238 914 1664 994">図表 2. <u>1 1</u> 建築年別の橋梁数 (図表略)</p> <p data-bbox="1238 1058 1718 1137">図表 2. <u>1 2</u> 建築年別のトンネル数 (図表略)</p>

新

②河川

(中略) そのうち、樋門については、個別施設計画を平成 26 年度に策定済みであり、各ダムについても平成 29 年度に策定済みである。

(中略) 今後(削除)、策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表 2. 1.5 県管理樋門一覧表

樋門名称	完成年	河川名	所在地
馬見川逆流防止樋門	S40	馬見川	広陵町寺戸
十二川逆流防止樋門	S40	十二川	田原本町阪手
辻本逆流防止樋門	S44	寺川	川西町吐田
銭川逆流防止樋門	S46	銭川	桜井市大福
新川逆流防止樋門	S46	新川放水路	三宅町伴堂
岩掛逆流防止樋門	S48	飛鳥川	川西町俣田
岩井川逆流防止樋門	S50	岩井川	奈良市八条町
東但馬逆流防止樋門	S53	飛鳥川	三宅町但馬
かんでん川逆流防止樋門	S54	かんでん川	三宅町但馬
佐保川逆流防止樋門	S55	佐保川	奈良市法華寺町
新木逆流防止樋門	S58	飛鳥川	田原本町新木
坊城川逆流防止樋門	S59	坊城川	橿原市曲川町
坊城川調節池樋門	S59	坊城川	橿原市曲川町
古寺川逆流防止樋門	S60	古寺川	広陵町中
薬井逆流防止樋門	S60	葛下川	河合町薬井
広瀬川逆流防止樋門	H7	広瀬川	広陵町大場
庵治川逆流防止樋門	H7	大和川	川西町下永
小坂逆流防止樋門	H10	寺川	田原本町小坂
阪手南(嶮前)逆流防止樋門	H13	つじ川	田原本町阪手
小金打川逆流防止樋門	H21	小金打川	大和高田市松塚
3号樋門	H21	紀の川(吉野川)	吉野町南国榎
2号樋門	H23	紀の川(吉野川)	吉野町南国榎
中の橋川逆流防止樋門	H24	中の橋川	橿原市豊田町
1号樋門	H25	紀の川(吉野川)	吉野町南国榎
角川逆流防止樋門	H26	紀の川(吉野川)	五條市山田町

旧

②河川

(中略) そのうち、樋門については、個別施設計画を平成 26 年度に策定済みであり、各ダムについても引き続き策定する予定である。

(中略) 今後各個別施設計画の策定を進めるとともに、策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表 2. 1.3 県管理樋門一覧表

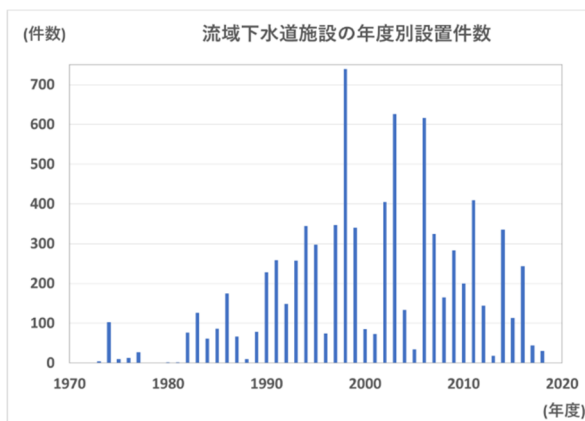
樋門名称	完成年	河川名	所在地
馬見川逆流防止樋門	S40	馬見川	広陵町寺戸
十二川逆流防止樋門	S40	十二川	田原本町阪手
辻本逆流防止樋門	S44	寺川	川西町吐田
銭川逆流防止樋門	S46	銭川	桜井市大福
新川逆流防止樋門	S46	新川放水路	三宅町伴堂
岩掛逆流防止樋門	S48	飛鳥川	川西町俣田
岩井川逆流防止樋門	S50	岩井川	奈良市八条町
東但馬逆流防止樋門	S53	飛鳥川	三宅町但馬
かんでん川逆流防止樋門	S54	かんでん川	三宅町但馬
佐保川逆流防止樋門	S55	佐保川	奈良市法華寺町
新木逆流防止樋門	S58	飛鳥川	田原本町新木
坊城川逆流防止樋門	S59	坊城川	橿原市曲川町
坊城川調節池樋門	S59	坊城川	橿原市曲川町
古寺川逆流防止樋門	S60	古寺川	広陵町中
薬井逆流防止樋門	S60	葛下川	河合町薬井
広瀬川逆流防止樋門	H7	広瀬川	広陵町大場
庵治川逆流防止樋門	H7	大和川	川西町下永
小坂逆流防止樋門	H10	寺川	田原本町小坂
阪手南(嶮前)逆流防止樋門	H13	つじ川	田原本町阪手
小金打川逆流防止樋門	H21	小金打川	大和高田市松塚
3号樋門	H21	紀の川(吉野川)	吉野町南国榎
2号樋門	H23	紀の川(吉野川)	吉野町南国榎
中の橋川逆流防止樋門	H24	中の橋川	橿原市豊田町
1号樋門	H25	紀の川(吉野川)	吉野町南国榎
(仮称)角川逆流防止樋門	H26	紀の川(吉野川)	五條市山田町

新	旧
<p data-bbox="365 292 786 368">図表 2. <u>16</u> 県管理ダム一覧表 (図表略)</p> <p data-bbox="338 435 427 464">③砂防</p> <p data-bbox="338 531 1099 659">本県が管理する砂防関係施設は、<u>661箇所</u>の砂防設備、49箇所の地すべり防止施設、<u>381箇所</u>の急傾斜地崩壊防止施設がある。</p> <p data-bbox="376 722 483 751">(写真略)</p> <p data-bbox="338 818 1099 994"><u>砂防関係施設に関する個別施設計画を平成 30 年度に策定済みであり、</u>今後は <u>(削除)</u> 策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。</p> <p data-bbox="338 1058 454 1086">④下水道</p> <p data-bbox="338 1153 1099 1281">本県が管理する<u>流域</u>下水道施設は、4 箇所の処理場、7 箇所のポンプ場、<u>約 198 km</u>の管渠があり、処理場・ポンプ場については個別施設計画を<u>平成 29 年度に</u>策定済みである。</p>	<p data-bbox="1249 292 1671 368">図表 2. <u>14</u> 県管理ダム一覧表 (図表略)</p> <p data-bbox="1223 435 1312 464">③砂防</p> <p data-bbox="1223 531 1984 659">本県が管理する砂防関係施設は、<u>536箇所</u>の砂防設備、49箇所の地すべり防止施設、<u>384箇所</u>の急傾斜地崩壊防止施設がある。</p> <p data-bbox="1261 722 1368 751">(写真略)</p> <p data-bbox="1223 818 1984 994"><u>(追加)個別施設計画を現在策定しているところである。</u>今後は<u>各個別施設計画の策定を進めるとともに、</u>策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。</p> <p data-bbox="1223 1058 1339 1086">④下水道</p> <p data-bbox="1223 1153 1984 1281">本県が管理する下水道施設は、4 箇所の処理場、7 箇所のポンプ場、<u>約 194 km</u>の管渠があり、処理場・ポンプ場については個別施設計画を<u>平成 26 年度</u>策定済みである。</p>

新

(中略) 管渠については、老朽化により道路を陥没させる危険性が高いとされている敷設後 30 年以上を経過した管渠の割合が、現在の約 71%から 20 年後には約 98%に急増するため、調査を進め計画的かつ効率的に老朽化対策や更新を実施する必要がある。今後、個別施設計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

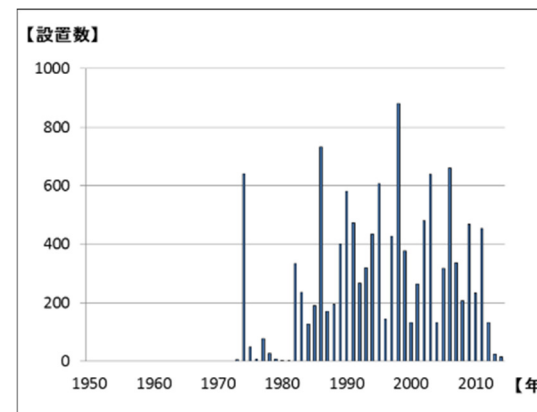
図表 2. 1.7 建設年別の流域下水道施設・設備設置件数の推移



旧

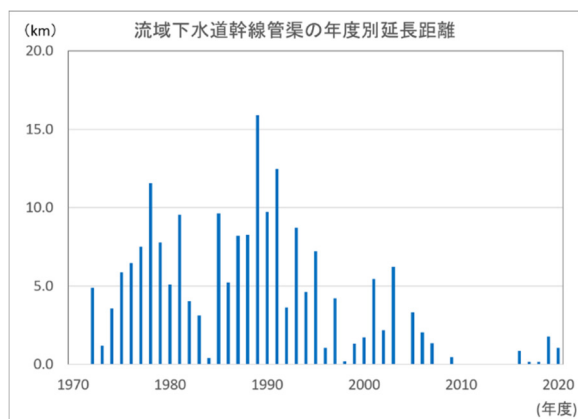
(中略) 管渠については、老朽化により道路を陥没させる危険性が高いとされている敷設後 30 年以上を経過した管渠の割合が、現在の約 36%から 20 年後には約 95%に急増するため、調査を進め計画的かつ効率的に老朽化対策や更新を実施する必要がある。今後は、管渠について個別施設計画の策定を進めるとともに、策定された計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表 2. 1.5 建設年別の下水施設・設備設置数の推移



新

図表2. 1.8 建設年別の流域下水幹線管渠設置延長距離の推移



⑤公園

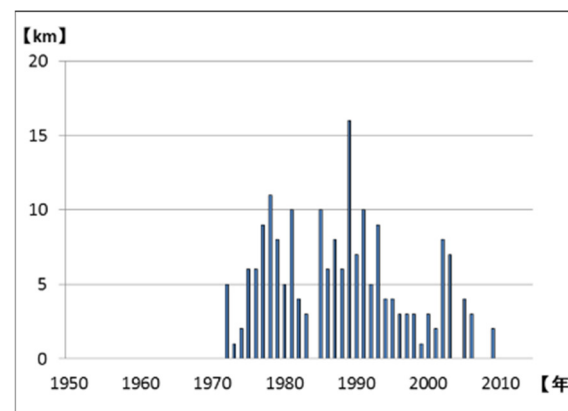
本県が管理する県営都市公園は、奈良公園（約511.3ha）をはじめ、全体で10箇所、約663.1haあり、各公園には休憩施設や遊具等の公園施設がある。

(写真略)

これら施設について、公園別に個別施設計画を策定済であ

旧

図表2. 1.6 建設年別の下水管渠設置延長の推移



⑤公園

本県が管理する県立都市公園は、奈良公園（約500ha）をはじめ、全体で11箇所、約650haあり、各公園には休憩施設や遊具等の施設がある

(写真略)

これらの各公園に設置された施設について、公園別に個別

新

る。

今後は、この計画に基づき、長寿命化へ向けた対策を実施することにより、適正に公園施設を維持管理していく必要がある。

図表2. 19 奈良県堂都市公園一覧

公園名 (ふりがな)	所在都市	種別	開園面積	削 除
奈良公園 (ならこうえん)	奈良市	広域公園	511.3ha	
馬見丘陵公園 (うまみきやうりやうこうえん)	広陵町、河合町	広域公園	56.2ha	
大洲池公園 (おおあらいけこうえん)	奈良市	総合公園	23.5ha	
大和民俗公園 (やまとみんぞくこうえん)	大和郡山市	総合公園	22.6ha	
まほろば健康パーク (まほろばけんこうぱーく)	大和郡山市、川西町	運動公園	11.8ha	
橿原公苑 (かしはらこうえん)	橿原市	運動公園	10.2ha	
うだ・アニマルパーク (うだ・あにまるぱーく)	宇陀市	地区公園	8.2ha	
県営福祉パーク (けんえいふくしぱーく)	田原本町	近隣公園	2.2ha	
県営平城宮跡歴史公園 (けんえいへいじょうきせうせきれきしこうえん)	奈良市	特殊公園 (歴史)	8.1ha	
竜田公園 (たつたこうえん)	斑鳩町	都市緑地	14.0ha	
削除				

(令和3年4月1日時点)

旧

施設計画の策定を進めており、図表2. 17に示すとおり、5公園についてはすでに策定済みであり、他の公園については、引き続き策定する予定である。

今後は、この計画に基づき、長寿命化へ策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表2. 17 奈良県立都市公園一覧

公園名 (ふりがな)	所在都市	種別	開園面積	個別施設計画策定状況
奈良公園 (ならこうえん)	奈良市	広域公園	502.4ha	
馬見丘陵公園 (うまみきやうりやうこうえん)	広陵町、河合町	広域公園	56.2ha	H24年度策定済み
大洲池公園 (おおあらいけこうえん)	奈良市	総合公園	23.2ha	H24年度策定済み
大和民俗公園 (やまとみんぞくこうえん)	大和郡山市	総合公園	22.6ha	H24年度策定済み
まほろば健康パーク (まほろばけんこうぱーく)	大和郡山市、川西町	運動公園	11.8ha	
橿原公苑 (かしはらこうえん)	橿原市	運動公園	10.2ha	
うだ・アニマルパーク (うだ・あにまるぱーく)	宇陀市	地区公園	8.2ha	
県営福祉パーク (けんえいふくしぱーく)	田原本町	近隣公園	2.2ha	H24年度策定済み
県営平城宮跡歴史公園 (けんえいへいじょうきせうせきれきしこうえん)	奈良市	特殊公園 (歴史)	8.1ha	
竜田公園 (たつたこうえん)	斑鳩町	都市緑地	14.0ha	H24年度策定済み
吉城園 (よしかぎえん)	奈良市	都市緑地	0.74ha	

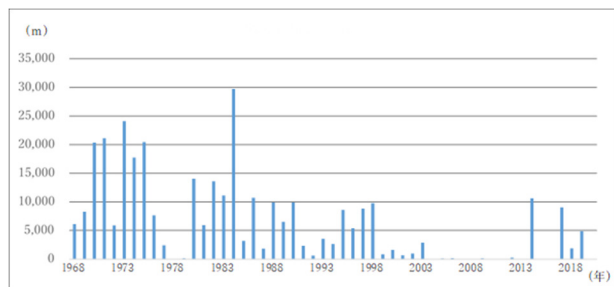
(平成27年4月1日時点)

新	旧
<p data-bbox="338 292 555 320">⑥ヘリポート(略)</p> <p data-bbox="338 387 450 416">⑦上水道</p> <p data-bbox="338 483 1084 563">本県では、水道施設を「管路」「コンクリート構造物」「電気・機械設備」の3区分に分類し、管理している。</p> <div data-bbox="409 584 636 759">  </div> <div data-bbox="450 775 595 828"> <p data-bbox="477 778 568 815">水管橋 (曾我川水管橋)</p> </div> <div data-bbox="672 584 898 759">  </div> <div data-bbox="719 775 860 828"> <p data-bbox="734 778 844 815">浄水場沈殿池 (桜井浄水場)</p> </div> <p data-bbox="338 871 1095 999">管路（法定耐用年数40年）については、総延長<u>約321 km</u>のうち<u>約252 km</u>が耐震管、<u>約69 km</u>が非耐震管で、<u>令和2年度末現在の耐震化率は78.5%</u>である。</p> <p data-bbox="338 1015 1099 1142">(中略)コンクリート構造物については、現在稼働している<u>浄水施設の耐震化率が100%であり、現状の浄水能力(313,000 m³/日)を低下させない耐震性能を有している。</u></p> <p data-bbox="338 1206 1099 1286">(中略)電気・機械設備については、<u>平成14年度に更新計画を策定した後、平成24年度及び平成30年度に計画を改訂</u></p>	<p data-bbox="1223 292 1440 320">⑥ヘリポート(略)</p> <p data-bbox="1223 387 1335 416">⑦上水道</p> <p data-bbox="1223 483 1968 563">本県では、水道施設を「管路」「コンクリート構造物」「電気・機械設備」の3区分に分類し、管理している。</p> <div data-bbox="1294 584 1520 759">  </div> <div data-bbox="1335 775 1480 828"> <p data-bbox="1373 778 1442 799">水管橋</p> </div> <div data-bbox="1552 584 1778 759">  </div> <div data-bbox="1599 775 1744 828"> <p data-bbox="1615 778 1724 799">浄水場沈殿池</p> </div> <p data-bbox="1223 871 1980 999">管路（法定耐用年数40年）については、総延長<u>約305 km</u>のうち<u>約230 km</u>が耐震管、<u>約75 km</u>が非耐震管で、<u>平成26年度末現在の耐震化率は75.5%</u>である。</p> <p data-bbox="1223 1015 1980 1190">(中略)コンクリート構造物については、現在稼働している<u>施設(法定耐用年数60年)の耐震化状況は、浄水場の耐震化率は100%、配水池の耐震化率は100%で、平成25年度で施設の耐震化は完了している。</u></p> <p data-bbox="1223 1206 1980 1286">(中略)電気・機械設備については、<u>平成24年度に10年間の設備機器更新計画を策定し、更新工事を実施している。</u></p>

新

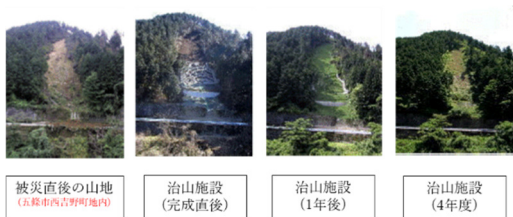
し、更新工事を実施している。(以下略)

図表2. 20 管路布設延長



⑧治山

本県が管理する治山施設は、治山台帳に記載されている施設で 1,153 施設あり、個別施設計画を策定済である。

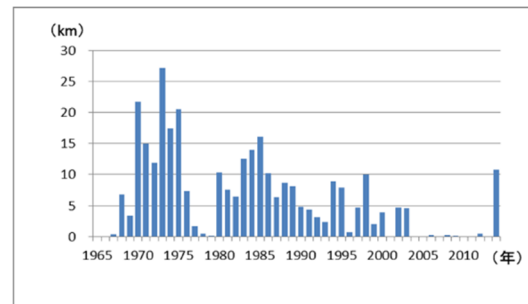


(以下略)

旧

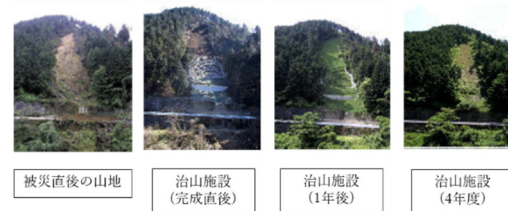
(以下略)

図表2. 18 建設年度別の管路延長の推移



⑧治山

本県が管理する治山施設は、治山台帳に記載されている施設で 2,144 施設あり、うち施工後 30 年以上経過した施設が 2/3 を占めている。



(以下略)

新	旧
<p data-bbox="338 292 533 320">⑨土地改良施設</p> <p data-bbox="338 387 577 416">(農業用排水施設)</p> <p data-bbox="338 435 1099 754">本県には、国営及び県営で造成した施設が約 406 kmある。そのうち主要な施設である吉野川分水施設については、平成 13 年度より国直轄事業により、また倉橋ため池水路については、平成 23 年度より県において長寿命化対策に向けた整備を実施したが、他の農業用排水施設についても、造成後相当な年月が経過し、老朽化による機能低下が著しく安定的な農業用水の確保が困難になってきている。</p> <p data-bbox="376 818 483 847">(写真略)</p> <p data-bbox="338 914 499 943">(農業用井堰)</p> <p data-bbox="338 962 1099 1042">本県には、一級河川内にある農業用井堰は、1,304 箇所あり、河川改修時に整備され、更新期を迎えている施設が多数ある。</p> <p data-bbox="376 1153 483 1182">(写真略)</p>	<p data-bbox="1223 292 1417 320">⑨土地改良施設</p> <p data-bbox="1223 387 1462 416">(農業用排水施設)</p> <p data-bbox="1223 435 1984 754">本県には、国営及び県営で造成した施設が約 400 kmある。そのうち主要な施設である吉野川分水施設については、平成 13 年度より国直轄事業により、また倉橋ため池水路については、平成 23 年度より県において長寿命化対策に向けた整備を実施してきているが、他の農業用排水施設についても、造成後相当な年月が経過し、老朽化による機能低下が著しく安定的な農業用水の確保が困難になってきている</p> <p data-bbox="1261 818 1368 847">(写真略)</p> <p data-bbox="1223 914 1384 943">(農業用井堰)</p> <p data-bbox="1223 962 1984 1090">本県には、一級河川内にある農業用井堰は、約 1,300 箇所あり、河川改修時に整備され、更新期を迎えている施設が多数ある。</p> <p data-bbox="1261 1153 1368 1182">(写真略)</p>

新	旧
<p>(ため池)</p> <p>本県には、<u>4,311箇所</u>のため池があり、災害の未然防止及び農業用水の安定的な確保を図るため、計画的に改修を行ってきている。</p> <p>(写真略)</p> <p><u>これらの各施設とも、農地及び農業者の減少により、適切な維持管理が困難になってきており、効率的な維持管理・更新対策や新たな維持管理体制の構築、施設の多面的機能の増進を図っていく必要があり、個別施設計画(長寿命化に配慮した更新整備計画)を策定済である。</u></p> <p>図表2. <u>21</u> 農業用排水施設の建設年度の推移 (図表略)</p> <p>⑩交通安全施設</p> <p>(信号機)</p> <p>本県では、<u>令和2年度末</u>現在で信号制御機 <u>1,996基</u> (交差点数 <u>2,071箇所</u>) のうち、<u>683基 (約34%)</u> が設置後19年を超</p>	<p>(ため池)</p> <p>本県には、<u>約5,800箇所</u>のため池があり、災害の未然防止及び農業用水の安定的な確保を図るため、計画的に改修を行ってきている。</p> <p>(写真略)</p> <p><u>上記の各施設とも、農地及び農業者の減少により、適切な維持管理が困難になってきており、効率的な維持管理・更新対策や新たな維持管理体制の構築、施設の多面的機能の増進を図っていく必要がある。</u></p> <p>図表2. <u>19</u> 農業用排水施設の建設年度の推移 (図表略)</p> <p>⑩交通安全施設</p> <p>(信号機)</p> <p>本県では、<u>平成26年度末</u>現在で信号制御機 <u>1,983基</u> (交差点数 <u>2,048箇所</u>) のうち、<u>452基 (約23%)</u> が設置後19</p>

新	旧
<p data-bbox="338 292 465 320">えている。</p> <p data-bbox="376 387 483 416">(写真略)</p> <p data-bbox="338 483 1099 659"><u>警察庁の定める信号制御機の更新基準は設置後 19 年である。経過年数のほか、設置路線、設置場所、稼働状況等を踏まえ、維持管理の状況や利用者の利便性、コスト縮減等を考慮し、更新、新設、撤去を進める必要がある。</u></p> <p data-bbox="338 726 1099 901"><u>また、信号灯器については、従来型の電球式灯器から、視認性向上による事故抑止効果や長寿命・高効率による維持費の削減等の大きなメリットが得られる LED 灯器への更新を進める必要がある。</u></p>	<p data-bbox="1223 292 1435 320">年を超えている。</p> <p data-bbox="1261 387 1368 416">(写真略)</p> <p data-bbox="1223 483 1971 707"><u>国庫補助金取扱い要綱では信号制御機の耐用年数については設置後おおむね 19 年と定められていることから、経過年数による更新に加え設置路線及び機種毎の実働経過年数を算出し、稼働状況を踏まえた上で、維持管理・更新コストの縮減等を行い、更新していく必要がある。</u></p> <p data-bbox="1238 726 1335 754"><u>(追加)</u></p>